

高千の里通所介護事業運営規程

(平成17年6月14日制定)

改正	平成17年	7月14	平成24年	4月	7日	平成29年	6月29日
	平成17年	9月1日	平成24年	11月24日		平成30年	3月27日
	平成17年	10月1日	平成26年	1月25日		平成30年	4月24日
	平成18年	4月1日	平成24年	11月24日		平成30年	10月5日
	平成19年	11月1日	平成26年	5月16日		令和3年	8月1日
	平成21年	5月19日	平成27年	3月20日		令和6年	4月1日
	平成23年	1月28日	平成28年	6月14日			

(事業の目的及び運営の方針)

第1条

1 事業の目的

在宅において要支援・要介護状態やそれに準ずる状態にある者に対し、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）及び指定通所介護（以下「指定通所介護」という）の提供により、自立的生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上等を図るとともに、あわせて、その家族の身体的・精神的な負担の軽減を図り、地域住民が安心して生活できる地域づくりをすすめることを目的とする。

2 運営の方針

- (1) 地域住民が要支援又は要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び必要な日常生活の世話をを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。
- (2) 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供する。
- (3) 地域福祉の向上のため、市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者などやその他保健・医療機関などと連携を図る。
- (4) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第2条

1 次の要員を配置する。

- (1) 管理者 1人

職員の管理、業務実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定通所介護等の事業実施に関し、遵守すべき事項について

て指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員 1人以上

利用者の生活状態の把握・相談・助言これに伴う事務手続を行う。

- (3) 看護職員 1人以上

利用者の生活状態・施設内感染の予防、日常生活自立に向けての指導・助言を行う。

- (4) 介護職員 5人以上

利用者の処遇全般(話し相手・食事・入浴介助等)を行う。

- (5) 機能訓練指導員 1人以上

利用者が、心身の状況に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善又は維持するための機能訓練を行う。

- (6) 調理員 1人以上

調理及び集配膳、その他。

- 2 その他、必要な要員

利用状況により、必要な要員を確保する。

(営業日、営業時間及びサービス提供時間)

第3条

- 1 営業日

月曜日～土曜日

但し、1月1日を除く。

- 2 営業時間

8時00分～19時00分

- 3 サービス提供時間

ケアプラン及び通所介護計画書に基づき、サービス提供を行う。

- 4 サービス提供時間の延長

サービス提供時間が前項の時間を超える場合は、ケアプラン等により対応する。

(指定通所介護の利用定員)

第4条 1日あたりの利用定員は35人とする。

(指定通所介護の内容、利用料及びその他の費用の額)

第5条

- 1 事業の内容

- (1) 生活指導、趣味の活動その他生きがい活動に関すること

- (2) 運動器機能向上・機能訓練など日常動作訓練に関すること

- (3) 養護に関すること
- (4) 家族介護教室に関すること
- (5) 健康増進及び健康チェックに関すること
- (6) 健康相談等に関すること
- (7) 送迎サービスに関すること
- (8) 入浴サービスに関すること
- (9) 食事サービスに関すること
- (10) その他、必要と認める事業

2 利用料及びその他の費用

- (1) 利用料については、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
- (2) その他の費用
 - ① 食費 1 日 750 円
 - ② サービス延長料金 30 分毎に 500 円
(指定介護予防通所介護相当サービスを除く)
- (3) 利用料及びその他の費用の支払を受ける場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対して事前に文書を用いて説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名(記名印)を受けることとする。

(事業所の名称、所在地及び実施地域)

第 6 条

- 1 名称 デイサービスセンター 高千の里
- 2 所在地 〒952-2214 新潟県佐渡市高千 1048 番地 1
- 3 実施地域 新潟県佐渡市

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 7 条

- 1 利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) おおむね 65 歳以上の者で身体が虚弱若しくは寝たきり又は、認知症のため日常生活を営むのに支障がある者及びその介護者
 - (2) 身体障害者であって身体が虚弱又は寝たきり等のために日常生活を営むのに支障がある者及び、その介護者
 - (3) その他、佐渡市が利用を承認した者
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、利用を承認しないものとする
 - (1) 担当職員の指示に従わないなど、施設の秩序を乱すおそれがあるとき
 - (2) 建物又は附属設備等を損傷するおそれがあるとき
 - (3) 利用者が常時医療管理下におかなければならない者であるとき

(4) 利用者が伝染性感染疾患等を有するものであるとき

(5) その他、管理運営上利用が不相当と認められるとき

(緊急時等における対応方法)

第8条 指定通所介護の提供に当たる者は、サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行うものとする。

(安全管理)

第8条の2 通所介護従事者は指定通所介護を提供している間、利用者に危険が生じないよう安全に指定通所介護を提供するよう努めるとともに、その管理体制を整備しなければならない。

(非常災害対策)

第9条

1 この法人は、事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知するとともに定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 前項の実施について、少なくとも年2回以上の避難・消火及び通報訓練を実施することとする。

(利用者の同意)

第10条 この法人は、サービス提供の開始に際して、あらかじめ利用者又はその家族に対し運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 この法人は、当該事業所の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定通所介護を提供することが困難であると認めた場合には、居宅介護支援事業者に連絡を行い、又は適当な事業者を紹介することとする。

(受給資格等の確認)

第12条 この法人は、指定通所介護の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証により、被保険者資格、要介護認定等の有無及び有効期間を確認するものとする。被保険者証に認定審査会の意見等が記載されている場合は、その指示にしたがって指定通所介護の提供をする。

利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意向を踏まえて申請の援助を行

う。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第13条 この法人は、指定通所介護の提供の開始に当たっては、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他保健、医療又は居宅サービスを提供するもの（以下「居宅介護支援事業者等」という）との連携に努め、居宅介護支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健・医療又は居宅サービスの利用状況の把握に努めるものとする。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第14条

- 1 この法人は、利用者の介護予防サービス・支援計画又は居宅サービス計画（以下「居宅サービス計画」という）が策定されている場合は、その計画に沿って指定通所介護を提供するものとする。
- 2 この法人は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合、居宅介護支援事業者等に連絡する等の必要な援助を行うこととする。
- 3 この法人は、利用者が居宅サービス計画を作成していない際は、利用者が計画を策定できるよう居宅介護支援事業者等の情報を提供する等の援助を行うものとする。

(通所介護計画の作成)

第15条

- 1 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した介護予防通所介護相当サービス計画又は通所介護計画（以下「通所介護計画」という）を作成するものとする。
- 2 計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿って作成します。
- 3 管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。
- 4 管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付するものとする。
- 5 介護従事者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標達成状況の記録を行う。
- 6 管理者は、通所介護計画を作成後、当該通所介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該通所介護計画の変更を行うものとする。
- 7 第1項から4項までの規定は、前項に規定する通所介護計画の変更について準用する。

(介護予防のための効果的な支援)

第 15 条の 2 指定介護予防通所介護相当サービスを提供するに当たっては、次の基本方針と具体的方針に基づき提供しなければならない。

(1) 基本方針

ア 利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に関するサービス提供を行うこと

イ 利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うこと

ウ 利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこと

(2) 実施手順に関する具体的方針

ア サービス提供の開始にあたり利用者の心身状況等を把握すること

イ 個々のサービス目標、内容、実施期間を定めた個別計画を策定すること

ウ 個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をすること

エ モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告すること

(サービス提供記録の記載)

第 16 条 この法人は、指定通所介護を提供した際には、サービスの実施状況及び目標の達成状況を記録書に記載するものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第 17 条 利用者が、次号のいずれかに該当する場合は、意見を付して市町村に通知する。

(1) 正当な理由なしに指定通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき

(2) 偽りその他の不正な行為によって保険給付の受給、又は受けようとしたとき

(サービスの終了)

第 18 条 この法人は、指定通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供を行う。

(研修の実施)

第 19 条 従業者の介護技術向上のために、必要な研修を行うものとする。

(衛生管理等)

第 20 条

1 利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用の水については、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所において感染症が発生し又は、蔓延しないように次の号に掲げる措置を講じる

ものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(秘密保持等)

第21条

- 1 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。
- 3 従業者の退職後においても秘密保持義務が守られるよう、事業者の責任において必要な措置を講ずるものとする。

(掲示、広報)

第22条

- 1 事業所の見やすい場所に運営規程の概要、従業者の勤務体制等の重要事項を掲示又は閲覧可能な形でファイル等で備え置く。
- 2 本事業については、広報することができるものとする。
- 3 当事業所は、行政庁が実施する「介護サービス情報公表制度」に基づき、当事業所の事業内容等に関する情報を開示する。

(苦情処理)

第23条

- 1 利用者からの苦情には迅速かつ適切に対応する。
- 2 利用者の苦情に関して、市町村、国民健康保険団体連合会から質問・調査がある場合は協力するとともに、指導・助言がある場合は必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第24条

- 1 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行う等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。また、事故の状況及び事故に際して採った処置を

記録するものとする。

- 2 介護保険事業以外の通所介護サービスの提供により事故が発生した場合は、前項の規定に準じた必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第 25 条

- 1 この法人は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 2 本事業の実施に当たり、福祉事業保険に加入するものとする。

(会計の区分)

第 26 条 福祉事業の会計とその他の事業の会計を区分するものとする。

(記録の整備)

第 27 条 次の事項を記録する。

- 1 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。
 - (1) 通所介護計画
 - (2) 利用者提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 市町村への通知に係る記録
 - (4) 苦情内容等の記録
 - (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 3 その他の記録は、文書管理規程による。

(暴力団等の排除)

第 28 条 事業の運営について、新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）

第 3 条に規定する基本理念にのっとり、同条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は、同条第 3 号に規定する暴力団等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 29 条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果に従業者に周知徹底を図るものとする。

- (2) 虐待防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 虐待防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
- (4) 前3項定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(地域との連携など)

第30条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

(業務継続計画の策定等)

第31条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(従業者の研修)

第32条 全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために必要な研修を行うものとする。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第33条 事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(身体拘束)

第34条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他)

第 35 条

この規程に定めのない事項については、理事長がこれを決定する。

(規程の改廃)

第 36 条

この規程の改廃は、理事会の議決によりこれを行う。

附則（平成 17 年 6 月 14 日）

この規程は、平成 17 年 9 月 1 日から実施する。

附則（平成 17 年 7 月 14 日）

この規程は、平成 17 年 9 月 1 日から実施する。

附則（平成 17 年 9 月 1 日）

この規程は、平成 17 年 9 月 1 日から実施する。

附則（平成 17 年 10 月 1 日）

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から実施する。

附則（平成 18 年 3 月 24 日）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

附則（平成 19 年 10 月 27 日）

この規程は、平成 19 年 11 月 1 日から実施する。

附則（平成 21 年 5 月 19 日）

この規程は、平成 21 年 5 月 19 日から実施する。

附則（平成 23 年 1 月 28 日）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附則（平成 24 年 4 月 7 日）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附則（平成 24 年 11 月 24 日）

この規程は、平成 24 年 12 月 1 日から実施する。

附則（平成 26 年 1 月 25 日）

この規程は、新潟県条例施行に伴う変更のため平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附則（平成 26 年 5 月 16 日）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附則（平成 27 年 3 月 20 日）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附則（平成 28 年 6 月 14 日）

この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から実施する。

附則（平成 29 年 6 月 29 日）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附則（平成 30 年 3 月 27 日）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附則（平成 30 年 4 月 24 日）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附則（平成 30 年 10 月 5 日）

この規程は、平成 30 年 10 月 5 日から実施する。

附則（令和 3 年 7 月 29 日）

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から実施する。

附則（令和 6 年 3 月 21 日）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。